別紙５

札幌市中央区複合庁舎消防計画

第１　目　的

この計画は、消防法第８条第１項及び第36条第１項に基づき、札幌市中央区複合庁舎の防火・防災管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全及び軽減を図ることを目的とする。

第２　適用範囲

この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

⑴　当事業所に勤務し、出入りするすべての者
⑵　防火・防災管理業務の一部を受託している者
⑶　当事業所の管理権原の及ぶ範囲は1階物販施設を除く中央区複合庁舎の部分である。（別図の部分）

第３　防火・防災管理の一部委託

１　委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者及び防火管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施するものとする。

２　委託者への報告等

委託者は、受託した防火管理業務について、定期に防火管理者に報告するものとする。

３　防火管理業務の委託状況

防火管理業務の委託状況は、別表１のとおりとする。

第４　管理権原者及び防火・防災管理者の業務

１　管理権原者

⑴　管理権原者は、管理権原が及ぶ範囲の防火・防災管理業務について、最終的な責任を負うものとする。
⑵　管理権原者は、建物構造の防火上の不備や消防用設備等の不備欠陥が認められた場合は、速やかに改修するものとする。
⑶　管理権原者は、管理権原が及ぶ範囲の避難上必要な通路・階段・出入口等について、適正に維持管理するものとする。

２　防火・防災管理者

防火・防災管理者は、この計画の作成及び実行に係る全ての権限を持って、次の業務を行うこととする。

⑴　札幌市消防局中央消防署への報告及び連絡
⑵　消防計画の作成、変更
⑶　消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
⑷　火災予防の自主検査・点検の実施及び監督
⑸　消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
⑹　改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
⑺　火気使用、取扱いの指導及び監督
⑻　収容人員の適正管理
⑼　従業員等に対する防火・防災教育の実施
⑽　火元責任者等に対する指導及び監督
⑾　管理権原者への提案や報告
⑿　放火防止対策の推進
⒀　統括防火・防災管理者への報告

第５　消防機関との連絡

管理権原者は、次の業務について、札幌市消防局中央消防署長への報告、届出及び通報を行うこととする。

１　防火・防災管理者選任（解任）届出

防火管理者を選任したとき、又はこれを解任したときは、管理権原者は速やかに届け出るこ

ととする。
2　消防計画作成（変更）届出
　消防計画を作成したとき、又はその内容を変更したときは、速やかに防火管理者に届出を行わせることとする。
3　自衛消防訓練実施の通報（届出）
　消防計画に基づき、自衛消防訓練を実施しようとするときは、防火・防災管理者に通報（届出）させることとする。
4　防火・防災対象物の点検報告
　点検終了後、防火対象物点検結果報告書を１年に１回、管理権原者及び防火・防災管理者が報告内容を確認した後に、管理権原者が報告することとする。
5　特例認定の申請（該当する場合のみ）
　防火・防災対象物の点検報告免除の認定を申請する場合、管理権原者及び防火・防災管理者が申請内容を確認した後に、管理権原者が届け出ることとする。
6　禁止行為の解除承認申請
　喫煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火管理者が申請内容を確認した後に、管理権原者が申請することとする。
7　催物開催の届出
　事業所内において、映画、演劇などの催物を開催するときは、管理権原者及び防火・管理者が届出内容を確認した後に、管理権原者が届け出ることとする。
8　消防用設備等の点検及び結果の報告
　消防法第１７条の３の３に基づき、建物に設置されている消防用設備等については、６か月に１回の機器点検、１年に１回の総合点検を実施するとともに、その点検結果を１年に１回、管理権原者及び防火・防災管理者が報告内容の確認をした後に、管理権原者が報告することとする。
9　その他
　その他、管理権原者の変更、建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に消防署に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこととする。

第６　防火・防災管理に関する台帳の作成、整備及び保管
　防火・防災管理者は、適正な防火・防災管理業務を遂行するため、第５により申請、報告、又は届出をした書類及びその他防火・防災管理業務に必要な次の書類等について防火・防災管理維持台帳を作成し、整備、保管する。
1　統括防火管理者選任（解任）届出書の写し
　防火対象物の全体について消防計画作成（変更）届出書
2　防火・防災対象物点検報告特例認定（不認定）通知書、特例認定取消書
3　消防用設備等設置届出書の写し
4　消防用設備等検査済証
5　本計画に基づき、次の事項の状況を記載した書類
⑴　火災予防上の自主防火管理点検状況
⑵　避難施設の維持管理状況
⑶　防火上の構造の維持管理状況
⑷　防火・防災上必要な教育の実施状況
⑸　定員管理、収容人員の管理状況
⑹　消火、通報及び避難等の訓練実施状況
⑺　工事中における火気取扱の監督状況
6　消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表
7　その他防火管理上必要な書類

第７　災害想定
　防火・防災管理者は、大規模地震発生（震度６強程度）時における別表２「災害想定」の被害を想定し、対応行動(予防的事項、応急対策的事項)を行うとともに、従業員に防火・防災についての意識を高めるため教育・訓練を行うものとする。

第８　消防計画を見直すための組織

1　防火・防災管理業務の確実な実践を図るため、防火・防災管理委員会を設ける。
2　防火・防災管理委員会の構成は、別表３「防火・防災管理委員会構成表」のとおりとする。
3　防火・防災管理委員会会長は、定期的に会議を行い、次の場合は、臨時に開催するものとする。
⑴　社会的反響の大きい災害が発生したとき。
⑵　防火・防災管理者などからの報告、提案により必要と認めたとき。
4　会議の主な審議事項
⑴　防火・防災管理委員会は、防火・防災業務の効果的な推進を図り、訓練の結果を踏まえた本計画の見直し、改善を行うため、次の事項について審議する。
ア　防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
イ　自衛消防組織の運用体制・装備に関すること。
ウ　自衛消防訓練に関すること。
エ　従業員の教育・訓練に関すること。
オ　その他防火・防災管理上必要な事項
⑵　防火・防災管理者は、テナント事業者の入れ替え、改修工事等による管理権原の及ぶ範囲の変更等が発生した場合は、消防計画の見直し等について審議する。
⑶　防火・防災管理者は、防火・防災管理委員会の審議結果を踏まえ、本計画を見直すものとする。

第９　予防活動組織
1　予防活動に係る組織は、防火・防災管理者を中心に階などを単位として防火・防災担当責任者を定めるものとする。
2　防火・防災担当責任者は、担当区域内において次の業務を行うものとする。
⑴　火気管理に関すること。
⑵　自主検査チェック表などによる建物、火気設備・器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
⑶　地震火災の発生要因を踏まえた火気設備・器具の安全確認に関すること。
⑷　防火・防災管理者の補佐

第 10　点検・検査
1　自主チェック表は、消防用設備等、建物、火気設備・器具などの設備及び施設を適正に維持管理するため、点検・検査員により編成して行うものとする。
2　防火・防災管理者は、点検が計画通り行われているか否かを確認するとともに、報告された点検結果をチェックするものとする。
3　建物等の自主検査にあたっては、別表５「自主検査チェック表」に基づき各点検・検査員が行うもとする。
4　消防用設備等の自主点検に当たっては、別表６「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき各点検・検査員が行うものとする。
5　消防用設備等の点検及び報告は、５月と11月に設備点検業者ニッタン株式会社に委託して行うものとし、防火・防災管理者は、点検実施時に立ち会うものとする。
6　防火・防災対象物の法定点検は、５月に行うもとする。
7　建物の定期点検は、札幌市が業務を委託するさっぽろシビックパートナーズ株式会社が行い、建物の維持管理に努めるものとする。
8　自主点検・自主検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火・防災管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに報告するものとする。
9　　防火・防災管理者は、報告された内容で不備欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し、改修を図るものとする。
10　防火・防災管理者は、点検結果等を記録し、防火管理維持台帳に編冊するものとする。
11　　防火・防災管理者は、自主点検、自主検査及び法定点検の実施結果を、統括防火・防災管理者に報告するものとする。

第 11　防火・防災管理維持台帳記録
1　管理権原者又は防火・防災管理者は、消防機関の各種届出等について、別表７「消防機関への届出、連絡事項の一覧」のとおり行うものとする。
2　管理権原者は、報告又は届出した書類及び防火・防災管理業務に必要な書類等を本計画とと

もに取りまとめ、防火・防災管理維持台帳を作成し、整備、保管しておくものとする。
3　防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等は、別表８「防火管理維持台帳に編冊する書類等の一覧」のとおりとする。

第 12　休日・夜間等の対応
1　防火・防災管理者は、休日・夜間等で従業員が少なくなる場合は、従業員相互の連絡を十分に行い、安全対策に空白が生じないようにする。
2　休日・夜間等の防火・防災管理者は、従業員と警備業務員との勤務体制ごとに自消防組織を別表９「休日・夜間等の防火・防災管理体制」による管理体制により行うものとする。

第 13　工事中の安全対策
1　防火・防災管理者は、工事を行う時は、工事中の安全対策を樹立する。また、次に掲げる事項の工事を行なう時は、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出るものとする。
⑴　建築基準法第７条の６に基づき特定行政庁に仮使用するための申請をしたとき
⑵　改築、模様替え等の工事を行う防火対象物で消防設備等及び避難施設の機能に影響を及ぼすとき
2　防火・防災管理者は、工事部分の防火担当責任者については、各作業グループ及び作業種別に現場監督者を指定して、区域内の火気管理、喫煙管理及び危険物の管理者の安全対策を行なわせるものとする。
3　防火・防災管理者は、前項の工事中の安全対策「工事中の消防計画」等の実施状況について、必要に応じて現状確認を行い法令適合や火気管理等、防火上の安全を確認するものとする。
4　防火・防災管理者は、工事人に対して次の事項を周知し遵守させるものとする。
⑴　溶接・溶断など火気をしようして工事を行う場合は、消火器などを準備して行うこと。
⑵　工事を行うものは、指定された場所以外では、喫煙・火気の使用等を行わないこと。
⑶　危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火・防災管理者に承認を受けること。
⑷　工事部分ごとに指定された防火担当責任者は、工事の状況について、定期に防火・防災管理者に報告すること。

第 14　定員の管理
1　防火・防災管理者は、用途区分ごとに定められた定員を入場させないものとする。
2　混雑が予想される場合には、避難経路の確保や避難誘導員の配置、警備員の増強等必要な措置をとるものとする。

第 15　出火防止
1　防火・防災管理者は、火気設備・器具の種類、使用する燃料、構造等に応じた安全管理に努めるものとする
2　防火・防災管理者は、次の事項について喫煙及び火気等の使用の制限を行うものとする。
⑴　当事業所は敷地内禁煙とし、喫煙所を設置しない。
⑵　歩行中の喫煙、くわえたばこを禁止する。
⑶　毎日終業後、不燃性の処理容器に吸殻をまとめ、水をかけて安全を図る。
⑷　火気使用設備器具の使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除くすべての場所とする。

第 16　臨時の火気使用等
1　臨時に火気を使用とする場合は、次の事項を防火・防災管理者に事前に連絡し、承認を得るものとする。
⑴　指定場所以外での喫煙又は火気を使用するとき
⑵　火気設備・器具を変更するとき
⑶　催物の開催及びその会場で火気を使用するとき
⑷　危険物の取り扱い、数量等を変更するとき
⑸　模様替え等の工事を行うとき
2　火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。
⑴　火気設備・器具を使用する場合は、事前に器具を点検してから使用すること。
⑵　火気設備・器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。

⑶　火気設備・器具を使用した後、必ず器具を点検し、安全を確認すること。
⑷　禁煙場所では、喫煙してはならない。

第 17　放火防止対策

防火・防災管理者は、次の事項に留意して放火防止に努めるものとする。

1　廊下、階段室等の可燃物の整理・整頓又は除去を行う。
2　空き室、倉庫等の施錠管理及び放火されない環境作りを行う。
3　アルバイト、パート及び派遣社員の明確化による不法侵入者の監視を行う。
4　監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の不定期巡回監視を行う。
5　夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物の整理整頓を行う。
6　最終退館者は、火気及び施錠の確認を確実に行う。
7　従業員に対する放火防止意識の高揚策を図る。

第 18　危険物等の管理

1　防火・防災管理者は、次の事項を遵守し、危険物の安全管理を行うものとする。
⑴　危険物施設の管理は、危険物取扱者の資格を有する者又は危険物に関し必要な知識を有するものに行わせること。
⑵　危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。
⑶　危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、不必要なものを置かないこと。
⑷　危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないようにすること。
⑸　定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用すること。
⑹　危険物の貯蔵、取り扱い場所を変更する場合は、防火・防災管理者に事前に連絡すること。
2　防火・防災管理者は、当該建物への持ち込みが禁止されている危険物品の使用が申請により認められた場合は、安全管理に努めるものとする。

第 19　避難施設・防火上の構造等の管理

1　防火・防災管理者、従業員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項をするものとする。
⑴　避難口・廊下・階段・避難通路その他のために使用する避難施設
ア　避難の障害となる物品を置かないこと。
イ　避難口等に設ける戸は、容易に開錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
ウ　床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
2　火災が発生したときの延焼防止又は有効な活動を確保するための防火設備
⑴　防火戸は、常に閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと。
⑵　防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。
3　ロビー等において、展示販売等の催し物を行う場合は、避難口又は地上に通じる道路の付近では行わないように主催者に徹底する。
4　防火・防災管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員に等に十分認識させるとともに、定期的に点検・検査を実施し、施設・設備の機能の確保に努めるものとする。

第 20　避難経路案内図の掲示

防火・防災管理者は、二方向避難経路案内図を作成し、見やすい場所に掲示するとともに従業員等に周知徹底するものとする。

第 21　建物等の耐震診断等

1　防火・防災管理者は、建物・設備等の耐震診断を行い、建物、工作物及び設備の維持管理に努めるものとする。ただし、不備、不整合等がある場合は、改修を図るものとする。
2　管理権原者は、建物構造の不備、建物に付随する施設物又は工作物や消防設備の不備欠陥が発見された場合は、改修を図るものとする。

第 22　収容物等の転倒・移動・落下防止

1　防火・防災管理者は、事務室内、避難通路、出入り口等の収容物の転倒、移動及び落下防止を図るものとする。

第 23　地域防災計画との調整

1　防火・防災管理者は、消防に係る法令等及び市区町村が作成・公表する地域防災計画、震災の被害予測並びに防災マップ等を定期的に確認し、消防計画との整合性に努めるものとする。

2　管理権原者は、必要に応じ隣接建物等地域との応援協定を行い、防火対象物の存する地域の安全確保に努めるものとする。

第 24　非常用物品の確保

1　管理権原者は、地震その他の災害等に備えて非常用物品等については３日をめどに別表10「非常用物品等の一覧」とおり確保するように努めるものとする。

2　防火・防災管理者は、非常物品の確認を行うとともに、防火・防災担当者に非常用物品の点検整備を定期に実施させるものとする。

3　防火・防災管理者は、備蓄しにくい物品については関連業者との調達計画を定めておくものとする。

第 25　ライフラインの途絶に対する措置

1　電気、ガス、上下水道、電話等のライフラインが途絶する場合の措置として非常用物品の確保のほか、次のことを行うものとする。

⑴　停電への対応

非常用電源、携帯用照明器具等の確保及び自家発電設備（燃料を含む）、蓄電池設備、バックアップ用のバッテリー等の確保を図る。

⑵　ガスの供給停止への対応

カセットコンロ、ボンベ等の確保を図る。

⑶　断水への対応

建物全体が保有する水量を把握するとともに、飲料水、生活用水の確保及びトイレ用具等の確保を図る。

⑷　通信不全への対応

電話回線の複線化及び無線機、拡声器、トランシーバー等非常時の通信手段の確保を図るとともに平素からの訓練に努める。

第 26　緊急地震速報の活用

管理権原者は、緊急地震速報を活用するため、必要な資器材を設置し、防災センターの機能向上に努めるものとする。

第 27　自衛消防組織の編成

1　管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を編成するものとする。

2　自衛消防組織には、統括管理者を置き、本部隊及び地区隊を編成するものとする。

1　統括管理者は、防火・防災管理者が兼務し、自衛消防業務法定資格者がその任に当たる。

3 本部隊に、班を置く。

⑴　班は、指揮班、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班、とし、各班に統括者を置く。

⑵　防災センターを本部隊の活動拠点とする。

4　地区隊に地区隊長及び班を置く。

班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置くものとする。

5　自衛消防組織の編成及び主たる任務は別表11-１、２「自衛消防組織の編成と任務」のとおりとする。

6　自衛消防組織の活動範囲は、防火対象物全体とする。

7　隣接する建物からの災害を阻止する必要がある場合は、統括管理者の判断に基づき活動する。

８　隣接する建物等に対する応援活動は、隣接する建物との応援協定の範囲内とする。
９　前８の協定は、管理権原者が行うものとする。
10　統括管理者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
11　統括管理者は、管理権原者の命令を受け、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう統括する。
12　統括管理者は、消防隊へ必要な情報提供等を行い消防隊との連携を密にしななければならない。
13　地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに、統括管理者への報告及び連絡を密にしななければならない。

第 28　本部隊の任務
１　本部隊は、自衛消防組織の管理する区域で発生する災害においては、強力なリーダーシップを発揮し、初動対応及び全体の統制を行うものとする。
２　本部隊は、防災センター勤務員を中核として、次の活動を行うものとする。
⑴　本部隊の指揮班、通報連絡（情報）班は、本部員として活動拠点（防災センター）における次の任務に当たる。
ア　自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録
イ　消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡
ウ　在館者に対する指示
エ　関係機関や関係者への連絡及びマスコミへの対応
オ　消防用設備等の操作運用
カ　避難状況の把握
キ　地区隊への指揮や指示
ク　その他必要事項
⑵　本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班は、地区隊長の指揮の下で、現場員として災害発生場所における任務に当たる。
⑶　統括管理者は、地区隊長が不在となった区域で災害が発生した場合、現場に駆けつける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮に当たらせる。
⑷　本部隊は、地区隊長から応援要請があった場合は、他の地区隊に対して支援を要請し、応援地区隊の下で活動に当たらせる。

第 29　地区隊の任務
１　地区隊は、地区隊の管理する区域で発生する災害においては、地区隊が中心となり地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとする。
２　地区隊は、地区隊長の指揮の下に、次の活動を行うものとする。
⑴　地区隊の通報連絡班は、以下の事項の任務にあたる。
ア　被害状況の把握、情報の収集
イ　災害発生場所、状況等の本部隊への報告
ウ　消防機関への通報及び指定場所への連絡
⑵　地区隊の初期消火班は、消火器及び補助散水栓を活用しての消火活動の任務に当たる。
⑶　地区隊の避難誘導班は、以下の事項の任務に当たる。
ア　携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導
イ　在館者のパニック措置
ウ　避難状況の確認及び本部隊への報告
⑷　地区隊の安全防護班は、以下の事項の任務に当たる。
ア　防火戸、防火ダンパー等の操作
イ　ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置
ウ　倒壊危険個所への立ち入り禁止措置
エ　スプリンクラー設備等の散水による水損防止措置
オ　活動上支障となる物件の除去
⑸　地区隊の応急救護班は、救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置に当たる。

第 30　自衛消防組織の運用
１　防火・防災管理者は、自衛消防組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとと

もに、従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
2　統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。
3　夜間等における自衛消防組織は、別表９に示すとおり防災センターを中核とし、従業員等は防災センターの指示の下に協力するものとする。
4　夜間等に災害が発生した場合は、消防機関に通報後、必要な措置を行うとともに、管理権原者、防火・防災管理者等に連絡し、指示、命令の下に行動するものとする。
5　防火・防災管理者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の参集計画を別に定めるものとする。

第 31　自衛消防組織の装備
1　管理権原者は、自衛消防組織に必要な装備品を装備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
2　自衛消防組織の装備品は、別表12「自衛消防組織装備品リスト」のとおりとする。
3　自衛消防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

第 32　指揮命令体系
1　管理権原者は、災害発生の情報を受けた場合は、統括管理者へ防災センターに自衛消防本部の設置を指示するものとする。
2　統括管理者は、防災センターの情報及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始時期を決定するものとする。
3　統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況、被災状況等の情報を提供するとともに、消防機関の指揮下での協力を行うものとする。
4　自衛消防組織の業務の一部を受託したことにより、派遣されている警備員等は本部隊又は地区隊の下で行動するものとする。

第 33　火災発見時の措置
1　火災の発見者は、大声で周囲の者に火災を知らせ、近くの発信機等を押すとともに、１１９番への通報や防災センターへ連絡する。
2　火災の発見は、機械による感知の場合と人が直接発見する場合とがあるので、防災センター勤務員はそれぞれに応じて適切な行動を行うものとする。
⑴　機械による感知の場合
ア　自動火災報知設備等により感知した場合は、表示区域を確認して現場へ急行し、火災を確認後、通報・連絡する。
イ　受信機のモニター画面に複数の警戒区域が表示された場合は、原則として火炎と判断して通報・連絡する。
⑵　人為的に発見した場合
火災発見者から連絡を受けた場合は、直ちに１１９番通報を行うとともに、館内放送等所定の行動を行う。

第 34　通報連絡等
1　本部隊の指揮班、通報連絡（情報）班は、次の活動を行う。
⑴　本部員として、活動拠点における任務に当たる。
⑵　現場確認者等からの火災の連絡を受けたときは、直ちに１１９番へ通報するとともに避難階段の電気錠の開錠を指示する。
⑶　火災発生確認後、避難が必要な階の来庁者等への避難放送を行う。
⑷　統括管理者、地区隊長及び関係者への火災発生連絡を行う。
⑸　避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。
2　地区隊の通報連絡班は、次の活動を行うものとする。
⑴　出火場所、燃焼範囲、燃えているもの、延焼危険の確認
⑵　消火活動状況、活動人員の確認
⑶　逃げ遅れ者、負傷者の有無及び状況
⑷　区画状況の確認

⑸　危険物等の有無の確認
⑹　前各号の情報の統括管理者又は地区隊長への報告
⑺　情報収集内容の記録
3　消防機関への通報は、火災内容が把握できない場合でも通報し、状況が確認でき次第、随時通報するものとする。

第 35　消火活動
1　本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し消火器又は補助散水栓を活用して適切な初期を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止に当たるものとする。
2　地区隊の初期消火班は、初期消火に主眼を置き活動するものとする。
3　火災の直近にいる者は、身近に設置してある消火器等により消火活動を行うものとする。

第 36　避難誘導
1　本部隊の避難誘導は、避難階段の電気錠を開錠するとともに、地区隊と協力して出火階及び直上階の者を優先して避難誘導に当たるものとする。
2　エレベーターによる避難は、原則的に行わないものとする。
3　屋上への避難は、原則として行わないものとする。
4　避難誘導員の部署は、非常口、特別避難階段附室前、曲がり角、行き止まり通路等とする。
5　避難誘導の開始の指示命令は、統括管理者が出火場所、火災の程度、消火活動状況等を総合的に判断し責任を持って行うものとする。
6　避難誘導に当たっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災状況を知らせ、パニック防止に留意し避難させなければならない。
　また、聴覚障害者、外国人については、担当者を指定して避難させるものとする。
7　避難放送に当たっては、早口をさけ、落ち着いた口調で、同一内容を２回程度繰り返して行い、パニック防止に努めるものとする。
8　負傷者及び逃げ遅れ者についての情報を得たときは、直ちに本部（防災センター）に連絡をしなければならない。
9　避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、自衛消防本部（防災センター）に報告するものとする。
10　地区隊の避難誘導班は、避難者に対し前各号に従い避難誘導に当たるものとする。

第 37　安全防護
1　本部隊・地区隊の安全防護班は、排煙口の操作を行うとともに、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。
2　出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖するものとする。
3　自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、手動で閉鎖するものとする。
4　空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するもので、原則として停止させることとする。
5　危険物等消防活動に支障となる物件が、火災発生の現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去するものとする。
6　非常用を除き、エレベーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止するものとする。

第 38　救出救護
1　本部隊の応急救護班は、救護所を消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置するものとする。
2　本部隊・地区隊の応急救護班員は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を取り、医療機関に搬送できるように適切な対応をするものとする。
3　応急救護班は、負傷者の氏名、住所、搬送病院、負傷程度などの必要事項を記録するものとする。
4　逃げ遅れ者の情報を得た場合、救出救護班は、現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出を行うものとする。

第 39　消防機関への情報提供
　本部隊は、自衛消防活動が消防機関に引き継がれ、消防隊の活動が効果的に行われるよう

にするため、次の活動を行うものとする。
1　消防隊進入門等の開放
2　火災現場への誘導
3　情報の提供
（出火場所、燃焼範囲、逃げ遅れの有無、宿泊者名簿、避難誘導状況）
4　自衛消防本部等の設置場所

第 40　地震発生時の初期対応
1　地震災害に伴う活動は、広範囲かつ長時間に及ぶことから別記1の「地震災害対策本部」（以下「対策本部」という）を設置する。
2　対策本部の任務は、次のとおりとする。
⑴　被害状況及び活動状況の把握
⑵　自衛消防活動の支援
⑶　応急対策の決定
⑷　復旧計画の策定
⑸　その他地震災害活動に関すること
3　身体の防護
地震発生時は、揺れがおさまるまで、身体の安全を図ることを第一とする。
4　初期情報の収集
同時多発する地震災害では、初期情報の収集がその後の活動の基本となることから、次のことを行う。
⑴　初期情報は災害活動の拠点となる防災センターに一元化収集する。
⑵　防災センターは建物図面等の関係資料を準備する。
⑶　防災センターは、総合操作盤、館内テレビモニター、館内巡視員等から情報収集する。
⑷　受付等の場所からも広く情報を収集する。
⑸　従業員等は、事務機、客室内の収容物等の転倒、移動、落下等の有無について防災センターに連絡する。
5　防災センター機器障害発生時の対応
防災センター等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、情報連絡員を増強し、館内を巡回させ情報収集を行う。
6　安心情報の提供
防災センターは、揺れがおさまった後、早期に館内放送を行い、在館者の不安感を除く放送を開始する。
⑴　館内の被害状況等について逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。
⑵　負傷者情報を防災センターに提供するように呼びかける。
⑶　余震等による落下物からの身体防護を呼びかける。
7　初期対応
⑴　火気使用設備器具の直近に入る者は、揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブを遮断する。
⑵　統括管理者は、従業員等の安全を確保のため次の内容を放送する。
ア　エレベーターの使用禁止
イ　落下物からの身体防護の指示
ウ　天井の破損箇所や窓ガラス損壊散乱箇所等への立ち入り禁止
エ　屋外の飛び出しの禁止
⑶　二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検及び検査を実施し、異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

第 41　緊急地震速報の活用
防災センターは、ラジオやテレビ等により、緊急地震速報を受信したときは、次の対応を行う。
1　避難口等の防火戸の電気錠を開錠し、避難経路を確保する。
2　パニックの発生を防止するため館内一斉放送を行う。
3　火気使用設備器具担当者は、出入防止のため電源や燃料のバルブを遮断する。

第 42　被害状況の確認

1　統括管理者は、建物全体の被害及び活動状況を一元化し管理する。
2　被害及び活動状況の把握
⑴　統括管理者は、各地区隊長からそれぞれの担当区域における被害及び活動状況について報告を受ける。
⑵　情報の優先順位は、負傷者、閉じ込め者の発生状況、火災等の二次災害の有無、建物構造の損壊状況等とする。
⑶　統括管理者は、本部隊の情報連絡班を増強し、総合操作盤、館内テレビモニター等の機器情報及び館内巡回等により被害状況を確認する。
3　被害状況等の伝達
⑴　統括管理者は、地区隊長に対し建物全体の被害状況及び各隊の活動状況を伝達し、災害活動の円滑化を図る。
⑵　統括管理者は、必要に応じて館内放送により被害状況害や活動状況を伝達し、宿泊者等の不安解消を図る。
⑶　テレビやラジオ等からの情報を収集し必要に応じて館内放送で伝達する。特に帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況及び二次災害に備えた余震等の発生危険について正確な情報収集を図る。

第 43　救出救護
1　救出救護活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関等の迅速な活動が期待できない場合は、対策本部が主体となって行う。
2　救出救護の原則
⑴　損壊建物の下敷きになっている人の救出活動で同時に火災が発生している場合は、原則として火災を制圧してから救出活動に当たる。
⑵　救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先して行う。
3　二次災害の防止
⑴　損壊建物等での救出活動では、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の発生を防止する。
⑵　損壊建物等での救出活動では、不測の事態に備えて消火器等を準備する。
⑶　救出活動でチェーンソーやエンジンカッター等の機器を使用する場合は、機器の取り扱いに習熟した者が担当する。
4　応援の要請
⑴　地区隊長は、損壊建物等での救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の人に協力を要請する。
⑵　事業所に備えてある防災資機材のほか、必要に応じて周辺の建築業者等に建設土木重機の借用及び操作技術者等の派遣を要請する。
⑶　必要と認められる場合は、消防機関等の出動を要請する。
5　応急救護所の設置及び搬送
⑴　本部隊の応急救護班は、大きな揺れがおさまった後、応急救護所を設置する。
⑵　応急救護所は、避難等の障害とならない場所に設置する。
⑶　応急救護所は、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、被害状況により緊急を要し、かつ、消防機関の救急隊による搬送が期待できない場合には、地域防災計画に定める救護所、医療機関に搬送する。
⑷　救出した人には、救出した場所、時間等を記入した負傷者カードを掲示し、救護活動を行う。
⑸　消防機関の救急隊による搬送が期待できない場合は、搬送手段、搬送経路について選定する。

第 44　エレベーター停止への対応
1　統括管理者は、エレベーターの運行状況を確認し、次の活動を行う。
⑴　防災センター勤務員は、インターホンで各エレベーター内に呼びかけ、閉じ込め者の有無について確認する。
⑵　閉じ込め者が発生した場合、エレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
⑶　閉じ込め者の発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、インターホンにより閉じ込め者へ呼びかけを開始し、エレベーター管理会社への連絡、その他地震の状況等を適

宜連絡し、閉じ込め者を落ち着かせる。
⑷　エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど、緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に参加し、技術等を習熟している者がいる場合、エレベーター管理会社の到着を待たずに救出訓練を行う。
⑸　エレベーター管理会社が到着した場合、エレベーター停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。
２　復旧対策等
⑴　停止したエレベーターは、安全確認が終了するまで使用禁止を徹底する。
⑵　長周期地震動によりエレベーターが停止した場合は、震度にかかわらず綿密な点検を行い、安全を確認する。
⑶　地震後の早期復旧についてエレベーター管理会社との連携体制等について確保すること。
３　報告等
⑴　従業員等は、エレベーターに閉じ込められた場合には、インターホンで防災センターにその旨を連絡するとともに、けが人の有無を報告する。
⑵　エレベーターに閉じ込めを発見した者は、防災センターに報告する。
４　その他
⑴　統括管理者は、エレベーター管理会社が行う「閉じ込め者発生時の救出」等に隊員を参加させ救出能力の向上を図る。
⑵　統括管理者は、地震発生時のエレベーター対応マニュアルを作成し、これに基づく訓練を行い隊員の活動能力を図る。

第 45　地震による出火防止対応
１　地震よる火災は、同時多発であるとともに、消火設備の機能の低下により対応が困難となることから出火防止等の徹底を図る。
⑴　火気使用設備器具の直近にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源の遮断及び燃料バルブ等の閉鎖等の出火防止を行う。
⑵　ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動の確認及びバルブの閉鎖を行う。
２　初期消火
⑴　各地区隊長は、担当区域内の出火危険場所に初期消火班を派遣し、早期発見・消火を行う。
⑵　複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

第 46　避難設備・建物損壊への対応
１　統括管理者は、総合操作盤、館内モニター等からの情報、本部隊情報連絡班及び地区隊長からの被害情報等を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行う。
⑴　地区隊長は、揺れがおさまった後、安全防護員に担当区域内の避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッターの開閉状況を確認させ、安全な避難路を選定するとともに、統括管理者に報告する。
⑵　統括管理者は、防火戸、防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、代替の避難経路を選定し地区隊長に指示する。
⑶　火災が拡大し消火が困難となった場合は、避難者の避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画する。
２　スプリンクラー設備等の機能障害への対応
スプリンクラー設備等の自動消火設備が作動しない場合は、周囲の人の協力を求めて、消火器や水バケツを集結し消火に当たる。
３　安全区画の形成
⑴　安全防護班は、防火戸や防火シャッターの自動閉鎖機能に支障が生じ閉鎖しない場合は、手動操作によって行う。
⑵　地区隊長は、建物損壊や収容物の倒壊等によって防火戸、防火シャッターの閉鎖障害が生じ安全区画を変更する場合は、区画内の避難者の確認を行うとともに、統括管理者へ報告する。
第 47　ライフライン等の機能不全への対応
１　ライフライン等の機能不全への対応は、次のとおりとする。
⑴　停電への対応

ア　防災センターは、自家発電設備の始動を確認するとともに館内放送で非常電源への切り替えについて放送する。
イ　自衛消防活動に必要な携帯用照明器具、可搬式発電機、懐中電灯等について確保する。
ウ　地震後、常用電源が供給されている場合、二次災害防止のためブレーカー等の遮断を徹底する。
エ　長時間の停電に備えて自家発電機設備の燃料補給を行う。

⑵　ガス供給停止への対応
ア　ガス緊急遮断装置の作動の確認を行う。
イ　地震動によるガス配管等からの漏洩の点検を行う。
ウ　ガスの漏洩を発見したときは、直近の遮断弁を閉鎖し、周囲の人を避難させ、火源（電灯、スイッチ等を含む）に注意して、拡散させる。

⑶　断水への対応
ア　統括管理者は、給水弁を操作し、消火用水を確保する。
イ　飲料用水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認した後、給水する。
ウ　災害活動の長期化にともなう飲料水、生活用水等の確保については、時期を失することなく要請する。

⑷　通信障害への対応
ア　統括管理者は、防災センター、本部隊各班長及び地区隊長との間に複数の通信手段を確保する。
イ　電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、従業員等の安否等については、災害伝言ダイヤルを活用する。

⑸　交通障害への対応
ア　交通機関の運行状況に関する情報を収集する。
イ　道路の亀裂、陥没による通行止め情報の収集に当たる。
ウ　交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、必要物資等の応援要請を行う。

2　活動支援体制の強化
災害活動が長期化する場合は、対策本部に庶務班を設け、自衛消防隊員の交代制の実施や日常生活物資の補給を行う。

第 48　避難誘導
1　統括管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、避難するか、在館するかを判断する。
2　前項の規定によらず、防災関係機関から避難命令があった場合は、避難誘導を行う。

第 49　避難命令の伝達
避難に関する命令伝達は、視聴覚障害者、外国人等を考慮し放送設備等を使用して行う。

第 50　避難上の留意事項
1　統括管理者は、地震時の避難については、在館者の混乱防止に努めるほか、次によるものとする。
⑴　建物の倒壊危険等がある場合は、従業員等を屋外の安全な場所へ避難させる。
⑵　統括管理者及び地区隊長は、避難の指示を出すまで、従業員等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら、柱の周りや壁際など安全な場所で待機させる。
⑶　統括管理者は、全館一斉に避難する場合は、避難者をブロックごとや小グループに分け、避難順を指定して行う。
⑷　統括管理者は避難を行う場合、地区隊長と連携し、各階の避難経路に避難誘導員を配置して行う。

2　一時退避場所への指定
本建物の躯体は、災害想定により安全であると確認された場合には原則として屋外に避難しないものとする。
⑴　地区隊長は、事業所の天井の落下、収容物の転倒、落下及び火災が発生するなど危険が切迫した場合は、安全な場所等に避難させる。
⑵　地区隊長は、傷病者等自力避難困難者に対しては、担当員を配置し、誘導させるなど一時対応を行う。

⑶　地区隊長は、避難状況を統括管理者に報告する。

3　避難場所への避難

火災の延焼状況及び建物の損壊、倒壊等の状況判断し、危険が切迫しているときは、地域防災計画に定める避難場所へ避難誘導する。

⑴　避難場所に誘導するときは、避難場所　札幌大通高校までの順序、道路状況、被害状況について説明する。

⑵　避難する際は、全員徒歩とする。

⑶　避難場所に誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。

⑷　避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

第 51　帰宅困難者対策

1　防火・防災管理者又は統括管理者は、帰宅困難となるおそれのある従業員、顧客等に対する保護・支援及び情報の提供等を行う。

2　統括管理者は、帰宅困難者に対し次のことを行う。

⑴　鉄道等交通機関の運行状況及び地震被害状況の情報伝達

⑵　地区隊長への、帰宅困難者対策実施の指示

⑶　帰宅困難者の関係機関等への情報提供

⑷　従業員や従業員の家族の安否情報の確認・連絡手段として通信機関の災害伝言ダイヤル等を活用した連絡体制の確立

⑸　救護施設の設置の指示と救護物資の支給

第 52　ライフライン、危険物等に関する二次災害発生防止

統括管理者は、地震発生後、建物の使用開始及び復旧作業に伴う災害発生を防止するため、点検・検査員及び安全防護班等に、次のことを行わせる。

1　火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置

2　危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は危険場所への立ち入り禁止措置

3　避難経路の確保及び建物内損壊場所等への応急措置

4　消防用設備等の使用可否の状況把握及び使用可能な消火器等の安全な場所への終結

5　エレベーター、エスカレーター、空調設備等の稼働開始に伴う安全確認及び防護措置

6　給水開始に伴う水道配管等の漏水防止措置

第 53　復旧作業等の実施

防火・防災管理者及び統括管理者は、復旧作業又は建物を使用再開するときは、資格者及び点検業者に建物、設備等の安全点検を行わせるとともに、次の措置を講じる。

1　復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底

2　復旧作業に係る立入禁止区域の指定及び従業員等への周知徹底

3　復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互連絡の徹底及び監視の強化

4　復旧作業に伴い通常と異なる利用形態となることによる、避難経路の明確化と従業員への周知徹底

第 54　指定区域外における対策

1　管理権原者は、警戒宣言等の発令を知った場合、防火・防災管理者に次の事項を行うことを指示する。

⑴　警戒宣言の発令を知った段階における対応処置情報の伝達方法及び自衛消防組織の任務の確認

⑵　営業方針

⑶　在館者等の対応

⑷　出火防止のための応急措置対策の確認

⑸　時差退社等の決定、残留者の決定その他必要な事項

⑹　自衛消防隊員に対する指示等

⑺　従業員等への伝達

⑻　在館者への伝達

⑼　火気使用の中止

⑽　従業員等の実施する被害防止措置
　ア　窓ガラス等の落下及び散乱防止
　イ　照明器具の固定
　ウ　事務機器、商品等の転倒及び落下防止
　エ　初期消火用水の確保
　オ　非常持ち出し品の準備
⑾　工事及び高所作業等の中止
⑿　警戒宣言等の発令に対する情報収集
⒀　その他必要な事項
２　委員会の構成は、別表３の構成員及び自衛消防組織の地区隊長以上をもって構成する。
３　管理権原者は、緊急を要する場合は、地震対策委員会の開催を待たずに、警戒宣言が発令された場合の必要な措置、任務分担等を統括管理者に指示・命令する。

第 55　その他の災害への対応
１　従業員等、又は地区隊長は、毒性物資の発散があった場合又は発散の恐れを発見した場合は、統括管理者（防災センター）に連絡するものとする。
２　統括管理者は、前項の情報を得た場合又は原因不明の多数の死傷者等が発生した場合は、本部員（防災センター員）に周囲の立入禁止措置をとらせるとともに、窓、出入り口等の閉鎖、空調設備、換気設備等の停止を行う。
３　防火・防災管理者は、従業員等にその他災害の発生を放送設備により伝達し、みだりに外に出ないようにする。
４　統括管理者は、第１項の情報を警察等関係機関へ連絡し、その指示に従うものとする。

第 56　防火・防災管理者の教育
１　防火・防災管理者は、消防機関が行う講習会及び研修会等に参加するとともに、従業員に対する防火・防災研修会等を随時開催するものとする。
２　防火・防災管理者は、防火・防災管理再講習を期限内に受講するものとする。

第 57　自衛消防の要員に対する教育
　自衛消防業務に従事する者への教育は、防火・防災管理者が実施計画を作成し、個人・総合・部分教育等を実施し記録しておくものとする。

第 58　統括管理者等の資格管理
　防火・防災管理者は、本部隊の自衛消防業務に従事する者の受講状況を把握し、別表13「自衛消防業務講習受講者一覧」により管理し、計画的に受講させるものとする。

第 59　従業員等の教育
　従業員に対する教育の実施機関、実施対象者、実施回数は、別表14「教育の実施時期等」のとおりとする。

第 60　教育の内容
　教育の内容、実施者の任務分担を定め、おおむね、次によるものとする。
⑴　防火・防災消防計画について
⑵　従業員等の守るべき事項ついて
⑶　火災発生時の対応ついて
⑷　地震時の対応について
⑸　その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

第 61　従業員教育担当者への教育
１　防火・防災管理者は、従業員教育担当者の知識向上を図るため次の事項を積極的に進めるものとする。
⑴　消防機関の行う講習会等の参加
⑵　防火・防災に関する図書等の提供

第 62　従業員の訓練

1　防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるよう次の訓練を実施するものとする。

⑴　総合訓練

ア　火災総合訓練

イ　地震総合訓練

⑵　個別訓練

ア　指揮訓練

イ　通報訓練

ウ　消火訓練

エ　避難訓練

オ　救出救護訓練

カ　安全防護訓練

キ　消防隊の誘導・情報提供訓練

ク　NBCR等に伴う災害に係る対応訓練

⑶　その他の訓練

ア　建物平面図、配置図等を使用した図上訓練

イ　自衛消防組織の編成及び任務の確認

ウ　自衛消防活動に供する機器及び装備の取扱い訓練

2　訓練の実施時期等

⑴　訓練の実施時期

訓練の種別	実施時期	備　　考
火災総合訓練	おおよそ７月	通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。
地震総合訓練	おおよそ２月	避難の訓練を主体とした総合訓練を実施する。
個別訓練	おおよそ７月、２月	

⑵　統括管理者は、訓練指導者を指定して実施するものとする。

⑶　訓練参加者は、自衛消防組織を含むすべての従業員（テナント従業員も含む。）とする。

第 63　訓練時の安全対策

1　統括管理者は、訓練指導者、安全管理者を委託業者（設備保守業務）とし、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施するものとする。

⑴　訓練実施前

ア　訓練に使用する施設、資機材、設備等は、必ず事前に点検を実施するものとする。

イ　事前に訓練参加者の服装、資機材、及び健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講ずる。

⑵　訓練実施中

ア　安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上、必要な個所に配置し、各操作及び動作の安全を確認すること。

イ　訓練中において、使用資機材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止して、是正処置等を講ずる。

⑶　訓練終了後

訓練終了後の資機材撤収時についても、手袋及び保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させること。

第 64　訓練実施結果の検討

1　防火・防災管理者及び統括管理者は、訓練終了後直ちに訓練結果について検討会を開催する。なお、検討会には、原則として訓練に参加した者が出席するものとする。

2　自衛消防訓練記録表に記録し以後の訓練に反映させるものとする。

3　防火・防災管理者及び統括管理者は、訓練検討結果をもとに、防火・防災管理委員会に報告するものとする。

第 65　自衛消防訓練の通知

防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとする時は、あらかじめ消防機関へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について従業員等に周知徹底する。

第 66　大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策

１　事業所自衛消防隊長は、マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期に点検を行う。

２　大規模テロ等に伴う災害の自衛消防活動は、通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置とする。

３　大規模テロ等の災害が発生し、基本編成による活動では困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強、移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

４　自衛消防隊員は自衛消防隊長の指示・命令による任務を行う。

５　大規模テロ等に伴う災害においては、指示等があった場合、事業所自衛消防隊長は、速やかに在館者に伝達する。特に避難場所、避難手段について、確実に伝達する。

附　　則

この計画は、令和７年６月25日から施行する。

この計画は、令和８年９月９日から施行する。

別表１

防火・防災管理業務の委託状況表

（令和８年９月９日現在）

<table>
<tr><td colspan="2">防火対象物名称</td><td>中央区複合庁舎</td><td>※用　途</td><td>　</td></tr>
<tr><td colspan="2">管理権原者氏名</td><td>中央区長　久道義明</td><td>※管理者区分</td><td>管理者</td></tr>
<tr><td colspan="2">防火管理者氏名</td><td>総務企画課長　石崎憲史</td><td>※選任区分</td><td>単　独</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">受託者の氏名
及び住所等

（法人にあっては
名称及び主たる
事業所の所在地）</td><td></td><td colspan="2">氏名（名称）　日本管財株式会社

住所（所在地）　東京都中央区日本橋2丁目1番10号
ＴＥＬ　03-5299-0850</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">担当事業所　日本管財株式会社北海道支店
ＴＥＬ　011-205-5641

〔教育担当者講習修了者氏名〕　菅　原　敦　也
〔講習修了証番号　〕　防火第60207号　防災第10057号
〔教育計画　〕　7月と2月に実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">通報登録承認番号</td><td></td><td colspan="2">　</td></tr>
<tr><td colspan="2">受託方式</td><td></td><td colspan="2">☑　1　常駐方式　□　2　巡回方式　□　3　遠隔移報方式</td></tr>
<tr><td rowspan="4">受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法</td><td rowspan="4">1　常駐方式</td><td>範囲</td><td></td><td colspan="2">☑　火気使用箇所の点検等監視業務

☑　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理

☑　火災が発生した場合の初動措置

☑　初期消火　☑　通報連絡　☑　避難誘導

☑　その他（　安全防護　）

☑　周囲の可燃物の管理

□　その他（　）</td></tr>
</table>

		方法	常駐場所	１階 防災センター
			常駐人員	営業時間内　４　名　　営業時間外　２　名
			委託する防火対象物の区域	全域
			委託する時間帯	２４時間体制

受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法	2 巡回方式	範囲方法	□ 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 □ 火災が発生した場合の初動措置 □ 消火　□ 通報連絡 □ その他（　　）	
			巡回回数	
			巡回人員	
			委託する防火対象物の区域	
			委託する時間帯	
	3 遠隔移報方式	範囲方法	□ 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 □ 火災が発生した場合の初動措置 □ 消火　□ 通報連絡 □ その他（　　）	
			巡回回数	
			巡回人員	
			委託する防火対象物の区域	
			委託する時間帯	

（備考）1　該当する項目の□にレ印を付すこと。
　　2　※欄は記入しないこと。

（注）通報登録承認番号とは、即時通報など自動通報等の登録会社として、札幌市消防局の承認を受けた際の登録承認番号をいう。

◎ポイント

防火管理業務を委託するうえの条件として、その委託会社には、教育担当者が選任されていることを委託の条件とする。

別表２

災　害　想　定

被害種類と考慮すべき態様	番号	災　害　想　定 （被害の具体的事象）	防火防災安全上の目標設定
1　建物等の基本被害 ・新耐震設計基準に適合の場合、建築構造のおおきな被害は考慮しなくてよい。	1	建物構造の被害を一部確認。 柱：3階待合の柱にひびが入り小被害あり。 床：現状使用を継続する上での問題なし。	在館か建物外への避難の判断を（　）分以内に下す。
	2	外壁・窓ガラス・看板の一部が落下し、建物周囲にガラスが散乱する。	散乱物による負傷者を出さない。
	3	3階待合の天井が落下する。照明器具も落下し破損、ガラス片が飛散し危険な状態となっている。	散乱物による負傷者を出さない。
2　建築設備等被害	4	エレベーター最寄り階到着後に停止。使用不可。閉じ込め事故が２件、5名が発生した。	閉じ込め者を全員救出する。
	5	１・２階間のエスカレーターが停止する。この時間の利用者はいなかったため負傷者無し。	転倒による負傷者を出さない。
3　避難施設等被害	6	避難経路にガラスが飛散する。	ガラスによる負傷者を出さない。避難経路を塞がない。
4　消防用設備等	7	スプリンクラーヘッドの損傷により、放水する。	漏水による被害を拡大させない。
5　収容物等被害	8	備品等が転倒・落下する。	転倒落下物による負傷者を出さない。
6　ライフライン等被害	9	停電で室内の照明が点灯しない。	常備灯などにより一定の照度を確保する。
	10	断水により、飲料水がなくなる。	提供可能な水量を確保しておく。
7　派生的に生じる被害	11	不安状態にある来庁者から、安心情報の発信を迫られる。	こまめな館内放送により、パニックを防止する。
	12	外部からの被災者が訪問し、対応を迫られる。	可能な範囲で社会貢献する。
8　人的被害	13	客や従業員が地震により、転倒、負傷する。	負傷者の手当てを実施する。

別表３

防火・防災管理委員会構成表

	事業所名	備　　考
委員長	中央区長	管理権原者
副委員長	総務企画課長	統括防火・防災管理者
委　　員	総務企画課庶務係長	
	総務企画課庶務係員	
	総務企画課庶務係員	

小　委　員　会

	事業所名	備　　考
小委員長		
委員		

※必要に応じ、小委員会、分科会等を設置するものとする。

別表４

予防活動組織編成表活動組織

管理権原者役職・氏名　　中央区長　久道義明	
防火・防災管理者役職・氏名　　総務企画課長　石崎　憲史	
担当区域	防火・防災担当責任者
６階	地域振興課長
５階	保護一課長
４階	健康・子ども課長
３階	保健福祉課長
２階	区民センター館長
１階	総務企画課長
地下１階	総務企画課長
地下２階	総務企画課長

別表５

自主検査チェック表

実　施　項　目　及び　確　認　箇　所			検査結果
建物構造	１　基礎・柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		
	２　天井 仕上げ材に、剥離、落下のおそれのむあるたるみ・ひび割れ等がないか。		
	３　窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれの恐れのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。		
	４　外壁・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、剥離・落下の恐れのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。		
	５　屋外階段の各構成部材、手すりの破損、腐食、ひび割れはしていないか。		
防火設備	１　防火戸等は、円滑に開閉できるか。また、は最後まで閉まるか。 〔確認要領〕　◆　常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ◆　煙感知器連動閉鎖式は，防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。		
	２　防火戸等の閉鎖の障害となる物品等を放置していないか。		
避難施設	１	避難通路 ⑴　避難通路の幅員が確保されているか。	
		⑵　避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	２	階段 階段室に物品が置かれていないか。	
	３	避難階の避難口（出入口） ⑴　扉の開放方向は避難上支障ないか。	
		⑵　避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。	
		⑶　避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。	
火気使用設備・器具	１	厨房設備 ⑴　可燃物品からの保有距離は適正か。	
		⑵　異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	
		⑶　燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	２	ガスストーブ・石油ストーブ ⑴　自動消火装置は、適正に機能するか。	
	３	⑵　火気周囲は、整理整頓されているか。	
電気設備	１　電機器具　コードの亀裂、老化、損傷はないか。		
	２　タコ足の接続を行っていないか。		
	３　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。		
その他	危険物 １　容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ２　危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ３　整理清掃状況は適正か。		

検査実施者氏名	検査実施日 年　月　日	検査実施者氏名	検査実施日 年　月　日

検査を実施し、良の場合○を、不備のある場合×を、即時改修した場合⊗を付する。

防火・防災管理者確認

なお、不備・欠陥がある場合、直ちに防火・防災管理者に報告するものとする。

別表６　　消防用設備等自主点検チェック表

実　施　設　備	確　　認　　箇　　所	点検結果
消火器	(1)　設置場所に置いてあるか	
	(2)　消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等はないか	
	(3)　安全栓が外れていないか、安全栓の封が脱落していないか	
	(4)　ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか	
	(5)　圧力計が指示範囲内にあるか	
屋内消火栓設備 泡消火設備	(1)　使用上の障害となる物品はないか	
	(2)　消火栓扉は確実に開閉できるか	
	(3)　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか	
	(4)　表示灯は点灯しているか	
スプリンクラー設備	(1)　散水の障害はないか	
	(2)　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか	
	(3)　送水口の変形及び操作障害はないか	
	(4)　スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか	
	(5)　制御弁は閉鎖されているか	
自動火災報知設備	(1)　表示灯は点灯しているか	
	(2)　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか	
	(3)　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか	
	(4)　感知器の破損、変形、脱落はないか	
避難器具	(1)　避難に際し、容易に接近できるか	
	(2)　格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか	
	(3)　　開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか	
	(4)　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか	
	(5)　標識に変形、脱落、汚損がないか	
誘導灯	(1)　改装等により、設置位置が不適切になっていないか	
	(2)　誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって視認障害となっていないか	
	(3)　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなくかつ適正な取り付け状態であるか	
	(4)　不点灯、ちらつき等がないか	
その他		

検査実施者氏名		防火・防災管理者確認

不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。
（凡例）　○　良　　×　不備・欠陥　　⊗　即時改修

別表7

消防機関への届出、連絡事項等の一覧

種別	届出の時期	届出者
防火・防災管理者選任（解任）届出	防火・防災管理者を選任したとき、又は解任したとき	管理権原者
統括防火・防災管理者選任（解任）届出	統括防火・防災管理者を選任したとき、又は解任したとき	管理権原者
消防計画 作成（変更）届出	消防計画を作成したとき、又は変更したとき	管理権原者 及び 防火・防災管理者
全体についての消防計画 作成（変更）届出	共同防火・防災管理に伴う消防計画を作成したとき、又は変更したとき	管理権原者 及び 防火・防災管理者
自衛消防組織の設置の （変更）届出	自衛消防組織を設置したとき、又は変更したとき	管理権原者
自衛消防訓練の実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火・防災管理者
消防用設備等点検結果の報告	１年に１回	管理権原者 又は 防火・防災管理者
防火対象物点検報告	１年に１回	管理権原者
防災管理点検報告	１年に１回	管理権原者
防火対象物使用開始届出	使用を開始する日の７日前まで	管理権原者
防火対象物工事等計画届出	修繕、模様替え、避難通路の変更などを行う場合は、工事に着工する日の１０日前まで	管理権原者
その他	法令に基づく諸手続きを行う場合	管理権原者 又は 防火・防災管理者

別表８　　防火・防災管理維持台帳に編冊する書類の一覧

１　甲種防火管理再講習・防災管理再講習の修了証の写し
２　消防計画(防火・防災)の届出に係る書類の写し
３　防火管理者・防災管理者の選解任に係る書類の写し
４　自衛消防組織の設置の届出の写し
５　防火対象物の点検結果及び防災管理の点検結果の報告書の写し
６　防火対象物の定期点検、防災管理の定期点検に関する特例認定に係る申請書の写し
７　防火対象物の特例認定に係る認定決定通知及び不認定決定通知
８　消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置時の届出に係る書類の写し
９　消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置時の検査に係る書類の写し
10　消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告書の写し
11　消防計画に基づき実施される事項の状況を記録した書類
12　消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧
13　その他防火・防災管理上必要な書類

別表9

休日・夜間等の防火・防災管理体制

1.休日の指揮体制

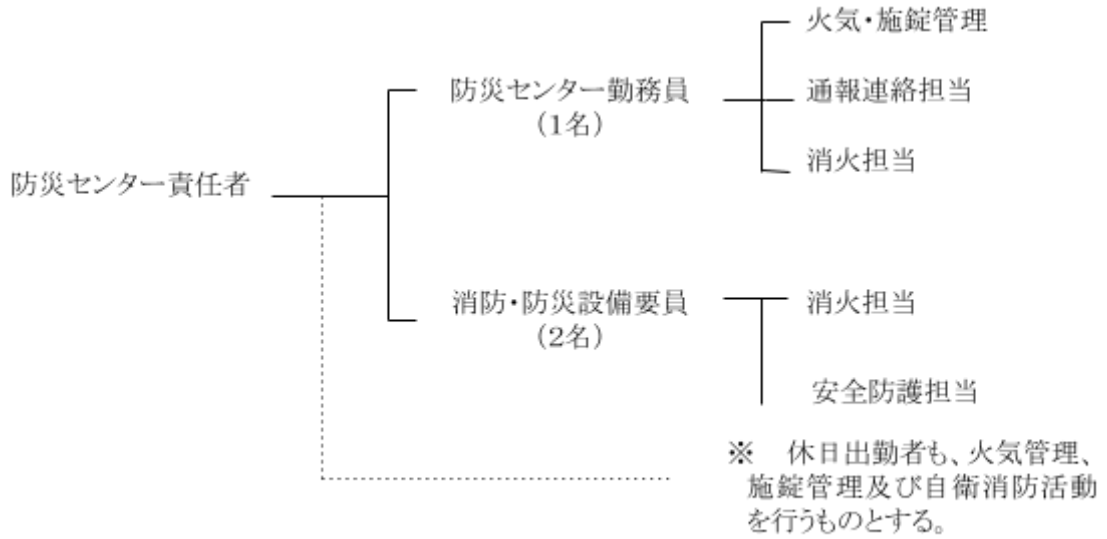

2.夜間の指揮体制

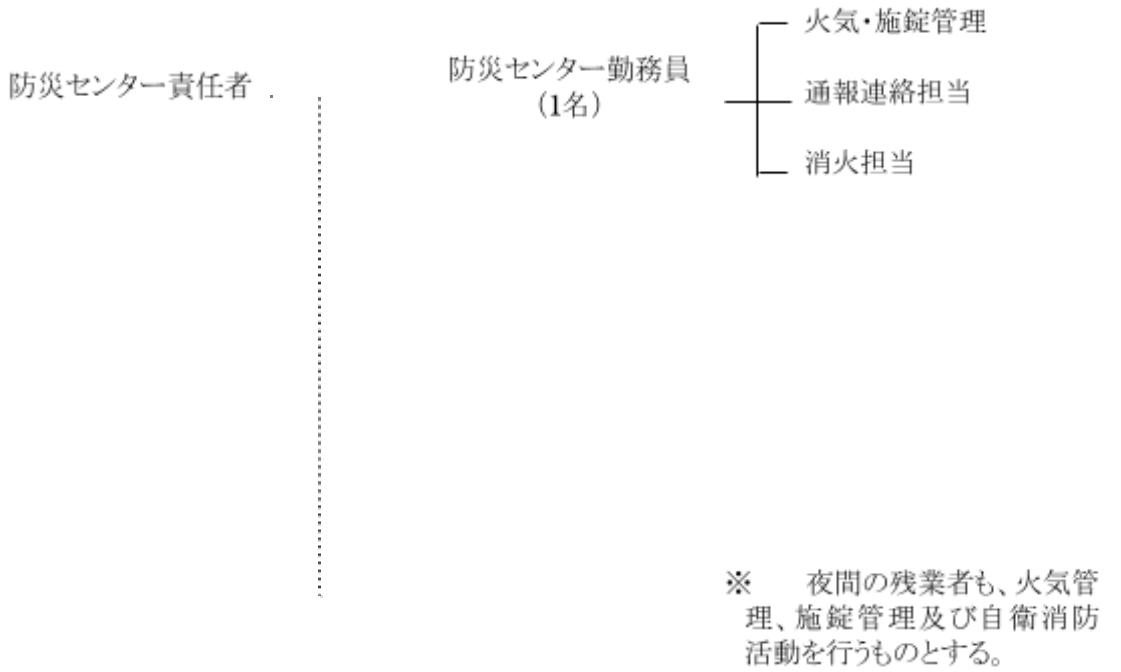

別表10

非常用物品等の一覧

種　　別	品　　名
応急手当用品	①医薬品：殺菌消毒剤、火傷薬、整腸剤、止血剤、絆創膏等 ②救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ナイフ、ハサミ、ピンセット、体温計、副木、毛布等
救出作業資器材	ジャッキ、掛矢、のこぎり、バール、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、万能斧、エンジン式チェーンソー、担架、毛布等
非常用物品	①懐中電灯、ローソク、マッチ、ライター、携帯用拡声器、メガホン、携帯ラジオ、予備電池、非常用照明器具、ビニール袋等、 ②衣類等（ヘルメット、防災ずきん、軍手、替え下着、タオル、毛布、防寒衣、運動靴）
生活必需品	①食料（缶詰、乾パン、インスタントラーメン等）３日分（従業員数×３日） ②飲料水３日分（従業員数×１人１日３ℓ×３日） ③携帯燃料、カセットコンロ、カセットボンベ ④簡易トイレ（薬剤により固形化するものを含む） ⑤寝具等（毛布、寝袋等）
非常持ち出し品	①施設・設備台帳 ②自社・関連企業従業員・出向者等一覧表 ③顧客リスト、契約リスト等の部署ごとの重要書類、貴重品、フロッピーディスク、光ディスク
その他（事業内容に応じ）：防水シート、組立式テント、トランシーバー等	

※防災資機材を持ち出しやすい場所に備蓄・保管する。

※備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は、分散して保管する。

※数量については、事業所の収容人員により定めるものとする。